

保安確保機器設置割合算定表

年 月 日現在

1 全一般消費者等の戸数 ( A ) 戸

2 規則第 4 5 条第 1 号 ~ 第 3 号

保安確保機器 ( マイコンメーター等 ) ( 集中監視システムに接続しているもの )	一般消費者等の数 ( 戸 )	
S 型メーター ( 3 m <sup>3</sup> /h 以下のマイコンメーター )		合計
S B 型メーター ( 3 m <sup>3</sup> /h 超 16 m <sup>3</sup> /h 以下のマイコンメーター )		
E 型メーター ( 3 m <sup>3</sup> /h 以下のマイコンメーター )		
E B 型メーター ( 3 m <sup>3</sup> /h 超 16 m <sup>3</sup> /h 以下のマイコンメーター )		
流量検知式切替型漏えい検知装置 又は、流量検知式圧力監視型漏えい検知装置		

3 規則第 4 5 条第 4 号

2 の一般消費者等のうち、  
下表の期限管理が行われている一般消費者等 ( 認定対象消費者 ) の数 ( B )

戸

液化石油ガス用ガス漏れ警報機 5 年 ( 義務付け施設に限る。 )
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース 類 10 年、 類 7 年 ( 調整器とメータの間に設置されるものに限る。 )
調整器 類 10 年、 類 7 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース 類 10 年、 類 7 年

4 認定割合 ( 70% 以上で第一号認定、 50% 以上で第二号認定 )

$$B / A \times 100 \quad \%$$

- 1 申請日直近 ( 目安 : 2 か月前程度まで ) でとりまとめた一般消費者等の数を記載すること
- 2 全一般消費者等の数には 16 m<sup>3</sup>/h を超える一般消費者等の数も含むこと
- 3 大型業務用 ( 16 m<sup>3</sup>/h を超える ) メーターは認定対象消費者の数に含めないこと
- 4 同一の一般消費者等に複数のマイコンメーター等が設置されているときは、ダブルカウントせず、その一般消費者等に設置しているすべてのマイコンメーター等が集中監視システムに接続している場合のみ 1 戸としてカウントすること ( ダブルカウントした戸数はかっこ書きとする )
- 5 算定の根拠となる一般消費者等のリスト ( 顧客番号、マイコンメーター等及び集中監視の設置状況、規則第 4 6 条第 1 号二にかかるとされる期限管理状況がわかるもの。できれば、個人情報を除いてください。 )

5 追加インセンティブの要件に適合する認定対象消費者の数（第一号認定に限る。）

追加インセンティブの要件	認定対象消費者の数(戸)
<p>認定対象消費者が設置する全ての燃焼器（飲食物の調理のための燃料として業務用に使用する者以外は、ガス湯沸かし器、ガスふろがま、ガストーブの燃焼器に限る。）が、次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃焼器が設置されている部屋又は屋内に排気筒を設置している場合は当該排気筒が設置されている部屋にCO濃度が0.03%に達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するもの。</li> <li>(2) 不完全燃焼する状態に至ったとき、自動的にガスの供給を遮断し、燃焼を停止する機能を有するもの</li> <li>(3) 屋外式のもの（排気筒が屋内に設置する部分がある場合を除く。）</li> </ul>	